

町では、くみとりトイレを水洗トイレに改造または、し尿浄化槽を公共下水道に接続される排水設備の費用や加入負担金に対し、一時的な費用の負担を軽減するために融資あっせんおよび借入の利子補給をおこないます。

\*下表 融資あっせんおよび利子補給の概要を参考にしてください。

**改造資金の  
融資あっせんおよび  
利子補給制度について**

区分	一般排水 300m <sup>3</sup> まで	中間排水 300m <sup>3</sup> を超え 750m <sup>3</sup> 以下	特定排水 750m <sup>3</sup> を超える分
下水道使用料 (上水道使用量 1m <sup>3</sup> につき)	120円	152円	180円

\*下水道使用料には消費税相当額が加算されます。  
\*特定排水(1月750m<sup>3</sup>を超える分)で汚水を排出される場合、水質区分に応じて水質使用量が加算されます。

融資あっせん額	排水設備工事など1件につき60万円以内
償還方法	借りた月の翌月から60ヶ月以内(元利均等償還)
利子補給	融資あっせん資金完済後、利息分を町からおかえしします。

**公共下水道の使用には  
まず排水設備工事の申請を**



**排水設備とは**

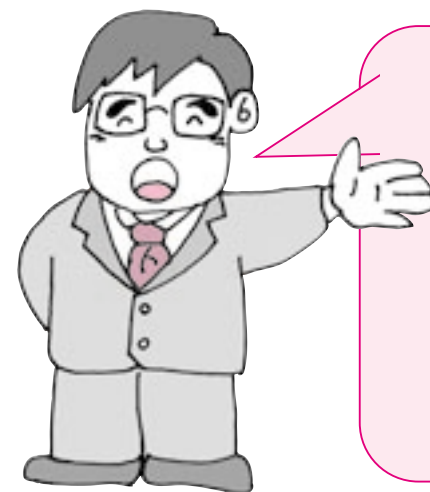
宅地や建物からの汚水を公共下水道に流すために取り付ける排水管やますなどを排水設備といいます。台所・風呂・トイレなどの汚水を流すため、公共下水道へ接続する工事が必要です。

\*現在、し尿浄化槽を使用されている場合はすみやかに、くみとりトイレを使用されている場合は3年以内に改造していただくようお願いいたします。

**排水設備工事は  
排水設備指定工事店に**

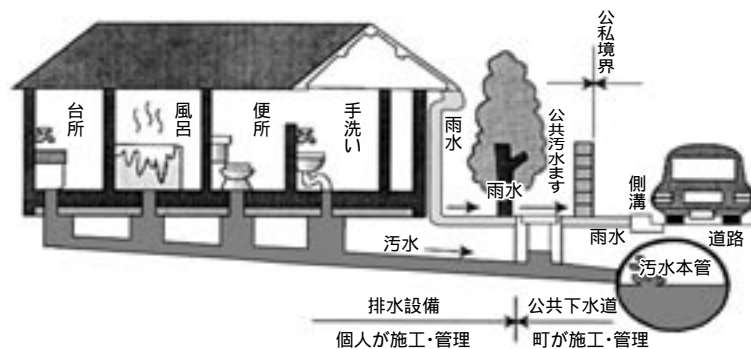
公共下水道へ接続するための排水設備工事は技術的に正しくおこなわないと故障の原因となります。

公共下水道を使用できる区域のみなさんは、公共下水道へ接続するための排水設備の工事や加入負担金および下水道使用料が必要となります。



**排水設備について**

- 汚水・雑排水は公共下水道へ
- 雨水排水は、その他の水路へ



**加入負担金および  
下水道使用料について**

公共下水道を利用されるみなさんから、接続されるときに加入負担金を負担していただくこととなります。また、公共下水道を使用されますと下水道使用料をいただくこととなります。

**加入負担金とは**

公共下水道は不特定多数の人が利用する道路などちがいが、限られた特定の地域の人のみが利益を受けません。

このように、直接利益を受ける人に建設費の一部を負担金として納めていただくのが加入負担金です。

- 加入負担金…一戸あたり10万円

**下水道使用料とは**

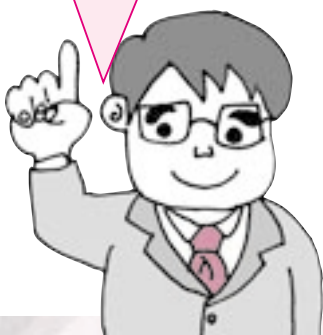
家庭や事業所から流される汚水をきれいな水にするための施設の維持管理に要する費用にあてるため、使用されたみなさんに使用料として納めていただくものです。

- \*左表 下水道使用料金表を参考にしてください。

ここで、町では、工事に必要な専門の技術と資格を持った業者を、排水設備指定工事店として指定していただきます。この指定を受けた業者でない、排水設備の工事をおこなってはならないことになっています。

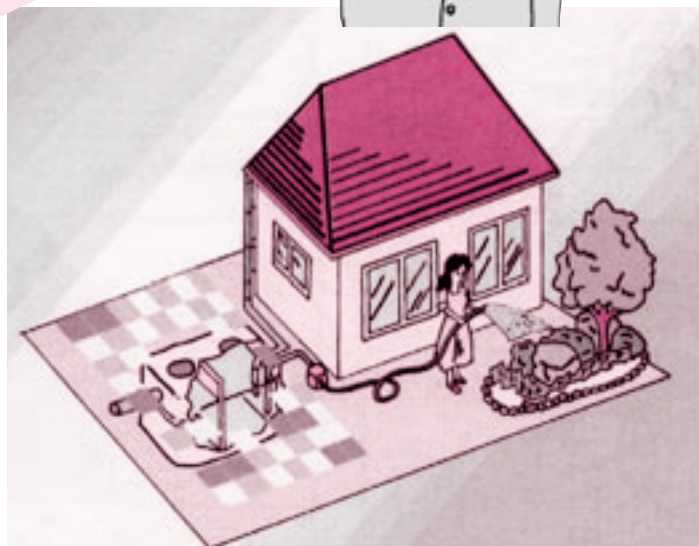
なお、排水設備工事を依頼される際には、指定工事店より見積りをして、よく検討したうえで依頼してください。

不用になった浄化槽を有効利用!



**浄化槽雨水貯留施設  
転用補助について**

公共下水道の供用開始に伴い使用できる区域のみなさんを対象に、公共下水道へ接続するための排水設備



工事で、不用になった浄化槽に雨水を貯めて、庭の散水などに利用する場合に必要な改造資金に対して補助金を交付します。ご利用ください。

**公共下水道工事に  
ご協力ください**

住みよい環境をつくるために、公共下水道施設の整備を計画的におこなっています。

また、工事期間中、いろいろと住

民のみなさんにご迷惑をかけていますが、安心して快適な生活をしていただくため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

公共下水道に関する問合せは、

下水道課 (☎) 2406 (F)